3　前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「同条」を「同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六」に、「前条」を「前二条」に改める。

第十五条中「前三条」を「第十二条から前条まで」に改める。

第十七条第一項第二号中「及び第十四条」を「から第十四条まで」に改める。

第二十八条第二項中「額に」を「額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額）に」に改め、同条第七項中「第三項」を「第五項及び第六項」に「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付があった場合（当該所得税について第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定の適用があった場合に限る。）又は第六項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、前項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第一項又は第六項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

第二十八条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定にかかわらず、その還付（同法第三十七条の十一の六第七項の規定により平成三十二年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、同法第三十七条の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の二第一項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

第二十八条第二項の次に次の二項を加える。

3　前二項の場合において、第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項各号に定める金額のうち同条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第一項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除するものとする。

4　前項の規定の適用がある場合における第十三条、第十七条及び前条の規定の適用については、第十三条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（所得税法第百七十条の規定及び第二十八条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」と、第十七条第一項第三号中「金額。」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（同法第八条の五第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る第二十八条第三項の規定により控除された金額に相当する金額及び第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち復興特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」とする。

第二十九条第二項中「前条第六項及び第七項」を「前条第九項及び第十一項」に改める。

第三十条第三項中「第二十八条第六項及び第七項」を「第二十八条第九項及び第十一項」に改める。

第三十三条第一項の表所得税法の項中

| | | |
|---|---|---|
| 第四十五条第一項第三号 | 所得税 | 所得税及び復興特別所得税 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 第四十五条第一項第三号 | 所得税 | 所得税及び復興特別所得税 |
| 第九十三条第一項 | 係る所得税の額 | 係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 第百六十五条の六第二項 | の控除限度額と | の控除限度額及び復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額と |

を

| | | |
|---|---|---|
| 第百六十五条の五の三第一項 | 係る所得税の額 | 係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額 |
| 第百六十五条の六第二項 | の控除限度額と | の控除限度額及び復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額と |

に改め、同表租税特別措置法の項中

| | | |
|---|---|---|
| 第三十九条第四項 | 所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号 | 所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この項において「特別措置法」という。）第二十一条第三項各号 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 第八条の四第三項第四号 | 同法第九条の六第三項 | 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六第三項 |
| | 同法第九条の六の二第三項 | 特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第三項 |
| | 同法第九条の六の三第三項 | 特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第三項 |